

第**82**期

定時株主総会招集ご通知

日 時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時 受付開始：午前9時30分

場 所

東京都中央区新川一丁目17番21号
茅場町ファーストビル6階
株式会社ナカボーテック本社
会議室A・B
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈並びに取締役退職慰労金制度廃止
及び監査役退職慰労金制度廃止に伴う打切支給の件
- 第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件



(証券コード1787)
2025年6月9日
(電子提供措置の開始日2025年5月30日)

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目17番21号

株式会社 **ナカボーテック**

代表取締役 木 村 浩
社 長

第82期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第82期定時株主総会を開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第82期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.nakabohtec.co.jp/ir/library/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして銘柄（ナカボーテック）又は証券コード（1787）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択の上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、本招集通知につきましては、法令及び定款の定めに基づき書面交付請求をされた株主様に送付する書面を、全ての株主様に対して送付することとしております。

ご来場いただけない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に記載の「株主総会参考書類」をご検討の上、2025年6月26日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時 受付開始：午前9時30分

2. 場 所 東京都中央区新川一丁目17番21号 茅場町ファーストビル6階
株式会社ナカボーテック本社 会議室A・B
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

第82期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 定款一部変更の件

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈並びに取締役退職慰労金制度廃止及び監査役退職慰労金制度廃止に伴う打切支給の件

第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

~~~~~  
◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

◎ 本総会の結果につきましては、書面による決議通知の発送に代えて、本総会終了後、インターネット上のウェブサイトに掲載いたします。

掲載ウェブサイトアドレス：<https://www.nakabohtec.co.jp/ir/library/>

◎ スライド投影による事業報告内容の説明を実施し、事前にウェブサイトに掲載いたします。当該スライドは、6月18日（水）以降に同ウェブサイトでご覧いただけますので、株主の皆様におかれましては是非ご覧いただきますようお願い申し上げます。

掲載ウェブサイトアドレス：<https://www.nakabohtec.co.jp/ir/businessreport/>

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、利益配分について、継続的な安定配当を基本方針としつつ、配当性向、自己株式の取得を含めた株主資本総還元率を総合的に勘案した株主還元を行っております。具体的指標として、2024年3月期からの3年間を対象とした中期経営計画「23中計」において、配当性向70%を目途とした継続的な株主還元に努める方針としております。

上記の基本方針や当期の業績等を踏まえ、第82期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額  
1株当たり300円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は738,104,700円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2025年6月30日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員9名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号         | 氏名                     | 現在の当社における地位・担当                           | 在任<br>年数 | 取締役会への<br>出席状況    |
|-------------------|------------------------|------------------------------------------|----------|-------------------|
| 1 <span>再任</span> | みや じ<br>宮地 誠           | 取締役<br>兼 常務執行役員<br>兼 社長補佐                | 1年       | 10回/10回<br>(100%) |
| 2 <span>再任</span> | みなみ<br>南 正信            | 取締役<br>兼 常務執行役員<br>兼 経営企画部長<br>兼 技術本部長   | 6年       | 13回/13回<br>(100%) |
| 3 <span>再任</span> | はま だ<br>濱田 昌宏          | 取締役<br>兼 常務執行役員<br>兼 事業本部長<br>兼 製造調達統括部長 | 2年       | 13回/13回<br>(100%) |
| 4 <span>再任</span> | なか がわ<br>中川 哲央         | 社外取締役<br>取締役                             | 49年      | 13回/13回<br>(100%) |
| 5 <span>新任</span> | わか い けん た ろう<br>若井健太郎  | 社外取締役                                    | —        | —                 |
| 6 <span>再任</span> | しば た こう いち ろう<br>柴田幸一郎 | 社外取締役<br>独立役員                            | 3年       | 13回/13回<br>(100%) |
| 7 <span>再任</span> | きし<br>岸 利治             | 社外取締役<br>独立役員                            | 3年       | 12回/13回<br>(92%)  |

候補者番号

再任

1

みやじ まこと  
**宮地 誠**  
(1964年1月30日生)

|             |                |
|-------------|----------------|
| 所有する当社の株式の数 | 100株           |
| 取締役在任年数     | 1年             |
| 取締役会への出席状況  | 10回/10回 (100%) |

略歴、当社における地位、担当

|           |                           |           |                            |
|-----------|---------------------------|-----------|----------------------------|
| 1986年 4 月 | 三井金属鉱業株式会社入社              | 2016年 4 月 | 同社執行役員機能材料事業本部副本部長兼機能粉事業部長 |
| 2011年 6 月 | 同社機能材料事業本部電池材料事業統括部長      | 2018年 4 月 | 同社執行役員経営企画本部人事部長           |
| 2014年 4 月 | 同社執行役員機能材料事業本部電池材料事業部長    | 2021年 4 月 | 同社執行役員経営企画本部経営企画部秘書室長      |
| 2015年 4 月 | 同社執行役員機能材料事業本部触媒事業部長      | 2021年 6 月 | 同社取締役兼執行役員                 |
| 2015年10月  | 同社執行役員機能材料事業本部副本部長兼触媒事業部長 | 2023年 4 月 | 同社取締役兼常務執行役員技術本部長          |
|           |                           | 2024年 4 月 | 同社取締役                      |
|           |                           | 2024年 6 月 | 当社取締役兼常務執行役員兼社長補佐(現任)      |

取締役候補者とした理由

宮地誠氏は、関係会社である三井金属鉱業株式会社に入社し、同社において電池材料をはじめとする機能材料分野の技術並びに事業運営に携わり、ものづくりに対する深い知見を有するとともに、数多くの技術や製品の開発に尽力してきました。また、同社人事部長、環境及び安全衛生最高責任者等を歴任し、同社の人的資本及びサステナビリティ経営に取り組んでまいりました。これらの幅広い知見と経験に裏打ちされたリーダーシップは、当社重要事項の意思決定及び業務執行を通した株主価値・企業価値向上のために必要であり、かつ当社の持続的な成長を目指すにあたり、経営判断を担う必要不可欠な人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

再任

2

みなみ まさ のぶ  
**南 正信**  
(1962年 6 月21日生)

|             |                |
|-------------|----------------|
| 所有する当社の株式の数 | 4,300株         |
| 取締役在任年数     | 6年             |
| 取締役会への出席状況  | 13回/13回 (100%) |

略歴、当社における地位、担当

|           |                                        |           |                                    |
|-----------|----------------------------------------|-----------|------------------------------------|
| 1987年 4 月 | 当社入社                                   | 2021年 4 月 | 当社取締役兼執行役員事業統括本部副<br>本部長兼事業企画室長    |
| 2011年 4 月 | 当社事業統括部技術部長                            | 2022年 4 月 | 当社取締役兼執行役員経営企画部主管<br>兼経営企画部長       |
| 2013年 6 月 | 当社執行役員事業統括部技術部長                        | 2023年 4 月 | 当社取締役兼常務執行役員兼経営企画<br>部長            |
| 2014年 4 月 | 当社執行役員事業統括本部技術統括部<br>長                 | 2023年 6 月 | 当社取締役兼常務執行役員兼経営企画<br>部長兼技術本部長 (現任) |
| 2016年 4 月 | 当社執行役員事業開発本部事業開発部<br>長兼経営企画室長兼情報システム室長 | 2025年 6 月 | 当社取締役兼常務執行役員兼管理本部<br>長兼技術本部長 (予定)  |
| 2017年 6 月 | 当社執行役員事業統括本部名古屋支店<br>長                 |           |                                    |
| 2019年 6 月 | 当社取締役兼執行役員事業統括本部名<br>古屋支店主管兼名古屋支店長     |           |                                    |

取締役候補者とした理由

南正信氏は、当社に入社以来、主に技術開発、施工管理の分野に携わり、豊富な経験に基づく防食技術の知見と技術・開発全体を俯瞰する立場から指導する能力を有しております。また、中期経営計画の策定においては、経営企画管掌として主導的な役割を果たし、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指す事業戦略、サステナビリティ等のESG戦略を構築いたしました。取締役会における経営戦略等の立案・審議や監督を行っていることから適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としてしました。

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

再任

3

はま だ まさ ひろ  
**濱田 昌宏**  
(1966年2月3日生)

|             |                |
|-------------|----------------|
| 所有する当社の株式の数 | 7,177株         |
| 取締役在任年数     | 2年             |
| 取締役会への出席状況  | 13回/13回 (100%) |

略歴、当社における地位、担当

|           |             |           |                                      |
|-----------|-------------|-----------|--------------------------------------|
| 1988年 4 月 | 当社入社        | 2021年 4 月 | 当社執行役員名古屋支店長                         |
| 2012年 4 月 | 当社東北支店長     | 2023年 4 月 | 当社常務執行役員兼事業本部副本部長                    |
| 2018年 6 月 | 当社執行役員東北支店長 | 2023年 6 月 | 当社取締役兼常務執行役員兼事業本部<br>長兼製造調達統括部長 (現任) |

取締役候補者とした理由

濱田昌宏氏は、当社に入社以来、事業の中核である技術・営業の両部門に携わり、東北支店長、名古屋支店長等を歴任して事業最前線での経験を長く積んでまいりました。事業本部長就任後は、全支店・営業所および製造調達部門を統括する立場から、当社収益に大きく貢献してまいりました。防食技術に対する豊富な知識に裏打ちされた顧客に対する高い提案力を持ち、顧客との幅広い人脈と豊富な経験を経営に活かすことが期待されること、事業部門を統率するマネジメントの力量も十分に備えた人材であると判断されることより、引き続き取締役候補者としていたしました。



候補者番号

再任

社外取締役

4

なか がわ てつ お  
**中川 哲央**  
(1948年4月10日生)

|             |                |
|-------------|----------------|
| 所有する当社の株式の数 | 64,350株        |
| 取締役在任年数     | 49年            |
| 取締役会への出席状況  | 13回/13回 (100%) |

略歴、当社における地位、担当

|          |                                  |          |         |
|----------|----------------------------------|----------|---------|
| 1971年 4月 | 三井物産株式会社入社                       | 2007年 9月 | 同社団法人入職 |
| 1976年 4月 | 当社取締役（現任）                        | 2009年 3月 | 同社団法人退職 |
| 2000年 4月 | 三井物産株式会社地球環境室次長                  |          |         |
| 2006年 6月 | 社団法人日本能率協会出向地球温暖化<br>対策支援室検証審査部長 |          |         |

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中川哲央氏は、総合商社及び経営革新の推進機関における勤務経験に基づき企業活動及び経営に関する幅広い見識を有しています。同氏は当社創業家出身であり、49年の長きにわたり当社の社外取締役を務め、この間、業務執行に関する適切な助言や指導を行っております。また、当社の指名・報酬委員会の委員として、役員指名等の議論において、当社経営の透明性を高めるために重要な役割を果たしております。以上のことから、持続的な企業価値向上に取り組む当社において重要事項の決定と業務執行を監督するうえで適切な人材であると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

新任

社外取締役

5

わか い けん た ろう  
**若井 健太郎**  
(1967年2月26日生)

|             |    |
|-------------|----|
| 所有する当社の株式の数 | 0株 |
| 取締役在任年数     | —  |
| 取締役会への出席状況  | —  |

略歴、当社における地位、担当

|           |                           |           |                                                |
|-----------|---------------------------|-----------|------------------------------------------------|
| 1989年 4 月 | 三井金属鉱業株式会社入社              | 2022年 4 月 | 三井金属鉱業株式会社執行役員                                 |
| 2015年 4 月 | 三井金属アクト株式会社営業本部営業<br>3部部长 |           | 三井金属アクト株式会社代表取締役社<br>長                         |
| 2015年 10月 | 同社営業本部副本部長                | 2025年 4 月 | 三井金属鉱業株式会社執行役員兼経営<br>企画本部経営企画部副部长兼事業室長<br>(現任) |

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

若井健太郎氏は、関係会社である三井金属鉱業株式会社に入社し、同社において主に自動車部品関連の事業において長きにわたり事業戦略や営業・マーケティングに携わってまいりました。また、欧米等の海外における生産拠点の経営に携わった後、自動車部品事業を統括する企業の社長を務め、経営者としての豊富な経験と高度な見識を有しています。以上の理由より、持続的な企業価値向上に取り組む当社の執行を監督する適切な人材であると判断し、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

再任

社外取締役

独立役員

6

しば た こう いち ろう  
**柴田 幸一郎**  
(1961年4月17日生)

|             |                |
|-------------|----------------|
| 所有する当社の株式の数 | 0株             |
| 取締役在任年数     | 3年             |
| 取締役会への出席状況  | 13回/13回 (100%) |

略歴、当社における地位、担当

|           |                                     |           |            |
|-----------|-------------------------------------|-----------|------------|
| 1993年 4 月 | 弁護士登録 (第二東京弁護士会)                    | 2022年 6 月 | 当社取締役 (現任) |
| 1998年 2 月 | 弁護士柴田幸一郎法律事務所開設                     |           |            |
| 2017年 10月 | 森六ホールディングス株式会社 (現森六株式会社) 社外取締役 (現任) |           |            |

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

柴田幸一郎氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、コーポレート・ガバナンス及び企業法務に関する高い見識を有しています。また、他社において社外取締役として経営に携わり、企業経営にも通じていることから、これまでに独立社外取締役として当社の経営に対して客観的・専門的な視点から有益な意見や指摘及び助言をしております。加えて、当社の指名・報酬委員会の委員長として、役員候補者選定や取締役報酬の議論において、当社経営の透明性を高めるために重要な役割を果たしております。以上の理由より、同氏を独立社外取締役としての職務を適切に遂行する人材であると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

再任

社外取締役

独立役員

7

岸 利治  
（1967年5月26日生）

|             |              |
|-------------|--------------|
| 所有する当社の株式の数 | 0株           |
| 取締役在任年数     | 3年           |
| 取締役会への出席状況  | 12回/13回（92%） |

## 略歴、当社における地位、担当

2007年 4 月 東京大学生産技術研究所准教授  
2009年 8 月 東京大学生産技術研究所教授（現任）

2022年 6 月 当社取締役（現任）

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

岸利治氏は、東京大学生産技術研究所においてコンクリート工学を専門とする教授として、高い専門性と豊富な知識に基づく技術領域における高い見識を有しています。これまでに独立社外取締役として当社の経営に対して客観的・専門的な視点から有益な意見や指摘及び助言をしております。また、当社の指名・報酬委員会の委員として役員指名や取締役報酬の議論において、当社経営の透明性を高めるために重要な役割を果たしております。以上の理由より、同氏を独立社外取締役としての職務を適切に遂行する人材であると判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。

- （注）
1. 各取締役候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
  2. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。
  3. 当社は現在、中川哲央氏、柴田幸一郎氏、及び岸利治氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の責任限定契約を締結しております。3氏の再任が承認された場合、当社は3氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また若井健太郎氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

## ご参考

第2号議案が承認可決された後の取締役及び監査役に期待する知識・経験・能力（スキルマトリクス）

| 氏名                 | 地位        | 各役員に特に期待する分野 |      |      |                  |               |             |             |            |              |
|--------------------|-----------|--------------|------|------|------------------|---------------|-------------|-------------|------------|--------------|
|                    |           | 企業経営         | 事業戦略 | 財務会計 | 研究開発<br>技術<br>製造 | マーケティング<br>営業 | 安全・環境<br>品質 | 法務<br>ガバナンス | 人事<br>人材開発 | サステナ<br>ビリティ |
| みやじ まこと<br>宮地 誠    | 取締役       | ●            | ●    |      |                  |               | ●           | ●           | ●          | ●            |
| みなみ まさのぶ<br>南 正信   | 取締役       |              | ●    |      | ●                | ●             |             |             |            | ●            |
| はまだ まさひろ<br>濱田 昌宏  | 取締役       |              |      |      | ●                | ●             |             |             |            |              |
| なかがわ てつお<br>中川 哲央  | 社外取締役     | ●            |      |      |                  |               | ●           | ●           |            | ●            |
| わかいけんたろう<br>若井健太郎  | 社外取締役     | ●            | ●    |      |                  | ●             |             |             |            |              |
| しばたこういちろう<br>柴田幸一郎 | 社外取締役【独立】 | ●            |      |      |                  |               |             | ●           |            |              |
| きし としはる<br>岸 利治    | 社外取締役【独立】 |              |      |      | ●                |               |             |             |            |              |
| ほしかわ つぐお<br>星川 次夫  | 常勤監査役     | ●            | ●    |      |                  |               | ●           | ●           |            |              |
| やました まさし<br>山下 雅司  | 社外監査役     | ●            | ●    | ●    |                  |               |             | ●           | ●          |              |
| おおの かずひろ<br>大野 寿宏  | 社外監査役     | ●            |      | ●    |                  |               |             | ●           |            |              |
| おばた あきひこ<br>小畑 明彦  | 社外監査役【独立】 |              |      |      |                  |               | ●           | ●           |            |              |

本マトリクスは、各人の有する全ての経験・知見を表すものではなく、各人の経験等を踏まえて特に専門性を発揮することが期待される分野を記載しております。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するとともに、取締役の経営責任の明確化、株主の皆様による信認の機会の増加によるコーポレートガバナンスの一層の強化等を目的として、取締役の任期を現行の2年から1年に短縮することとし、現行定款第21条を変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分)

| 現行定款                                                                                                                | 変更案                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| (任 期)<br>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。 <u>但し、取締役の一部を選任したときは、その任期は、他の在任取締役の残任期間とする。</u> | (任 期)<br>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。 |

## 第4号議案

退任取締役に対し退職慰労金贈呈並びに取締役退職慰労金制度廃止及び  
監査役退職慰労金制度廃止に伴う打切支給の件

本総会終結の時をもって退任される取締役木村浩、藤原博方及び落合健司の3氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、退任取締役に対する退職慰労金は、当社においてあらかじめ取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針及び社内規程に沿って取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は、事業報告33ページから35ページに記載のとおりであります。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏 名   | 略 歴                   |
|-------|-----------------------|
| 木村 浩  | 2020年6月 当社取締役 現在に至る   |
| 藤原 博方 | 2015年6月 当社取締役 現在に至る   |
| 落合 健司 | 2022年6月 当社社外取締役 現在に至る |

また、当社は、取締役報酬制度の見直しの一環として、2025年4月18日開催の取締役会において、取締役の退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。また、2025年4月18日開催の監査役会の協議により監査役の退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決定いたしました。

これに伴い、第2号議案「取締役7名選任の件」が原案どおりに承認可決されることを条件として重任予定の取締役南正信、濱田昌宏、宮地誠、中川哲央、柴田幸一郎、岸利治の6氏及び在任中の監査役星川次夫、山下雅司、大野寿宏、小畑明彦の4氏に対し、それぞれ本総会終結の時までの在任期間の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲で退職慰労金廃止に伴う打切支給をすることといたしたいと存じます。

なお、支給の時期につきましては、各取締役及び監査役の退任時とし、その具体的金額、方法

等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

本議案の取締役に係る部分については、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針及び社内規程に沿って取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は、事業報告33ページから35ページに記載のとおりであります。

退職慰労金制度廃止に伴う打切支給予定の取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏 名    | 略 歴                   |
|--------|-----------------------|
| 南 正信   | 2019年6月 当社取締役 現在に至る   |
| 濱田 昌宏  | 2023年6月 当社取締役 現在に至る   |
| 宮地 誠   | 2024年6月 当社取締役 現在に至る   |
| 中川 哲央  | 1976年4月 当社社外取締役 現在に至る |
| 柴田 幸一郎 | 2022年6月 当社社外取締役 現在に至る |
| 岸 利治   | 2022年6月 当社社外取締役 現在に至る |
| 星川 次夫  | 2023年6月 当社監査役 現在に至る   |
| 山下 雅司  | 2018年6月 当社社外監査役 現在に至る |
| 大野 寿宏  | 2024年6月 当社社外監査役 現在に至る |
| 小畑 明彦  | 2011年6月 当社社外監査役 現在に至る |



## 第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は1994年6月30日開催の第51期定時株主総会において、取締役の報酬額について年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役にに対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従う当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、上記の取締役の報酬の額とは別枠として、対象取締役にに対する譲渡制限付株式による報酬の総額を年額74百万円以内として設定したいと存じます。なお、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、目的、当社の業況、当社の取締役の個人別報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が原案どおり承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。）、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

なお、第2号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は3名となります。

### 記

対象取締役にに対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

#### 1. 譲渡制限付株式の割り当て及び払込み

譲渡制限付株式の割り当ては、当社取締役会決議による、以下のいずれかの方法で行うものとする。

- ① 対象取締役に対し、譲渡制限付株式による報酬として、その発行又は処分に係る払込みを要せずに譲渡制限付株式の割り当てを行う方法（以下、「無償交付」という。）
- ② 対象取締役に対し、譲渡制限付株式による報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割り当てを行う方法（以下、「現物出資交付」という。）

#### (1) 無償交付の場合

無償交付の場合は、譲渡制限付株式の発行又は処分に係る払込みは要しないが、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に対する譲渡制限付株式による報酬の額を算出し、当該算出された譲渡制限付株式に関する報酬等の額が上記の年額の範囲内となるようにする。

また、上記の譲渡制限付株式は、対象取締役が、下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として割り当てる。

#### (2) 現物出資交付の場合

現物出資交付の場合は、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記の金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

### 2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数は、40,000株を各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。ただし本議案の決議の日以降、当社普通株式の株

式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合、その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

### 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割り当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割り当てを受ける対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものとする。

#### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割り当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

#### (2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割り当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

#### (3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割り当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最

初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役であったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

#### (4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が、譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割り当てを受けた対象取締役が当社の取締役を退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### 【ご参考】 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針 (2025年度より本内容に変更予定)

##### ① 基礎報酬（固定報酬）に関する方針

基礎報酬については、社員最高年収、世間水準などを総合的に勘案したうえで、社長の基礎報酬年額（7月～翌年6月の基礎報酬額）を設定します。社長を除く各役位の取締役の基礎報酬年額は、社長の同年額を基準に職責に応じた役位毎の比率に基づき算出

します。これら基礎報酬額の世間水準は、政府統計などの外部の調査データ等から把握します。

② 業績連動報酬に関する方針

業績報酬については、取締役（社外取締役を除く）を対象に、経営成績を評価する上で重要な指標としている経常利益を算定要素とし、過去の傾向を踏まえ恣意性を排除してあらかじめ定めた算定式に基づき算出します。

なお、経営の執行を公平な立場で判断する社外取締役については、基礎報酬のみを支給し、業績連動報酬の支給対象としません。

③ 非金銭報酬に関する方針

非金銭報酬については、取締役（社外取締役を除く）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上のためのインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を図ることを目的として、譲渡制限付株式を報酬として交付します。対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は、1994年6月30日開催の第51期定時株主総会後決議いただいている取締役の報酬総額の年額250百万円以内とは別枠で年額74百万円以内とし、また、これによって発行又は処分を受ける当社の普通株式の総数は、年40,000株を上限としています。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、上記限度額または限度株数の範囲内において、指名・報酬委員会が諮問に応じ、審議・答申のうえ取締役会が決定します。

④ 報酬等の割合に関する方針

取締役（社外取締役を除く）の報酬割合は、経常利益1,400百万円（2021年度以降の実績平均に基づく）の時の取締役報酬を基準値とし、当該基準値における各報酬の割合（基礎報酬52%、業績報酬37%、株式報酬11%）を算出しモデルとして設定しています。

なお、会社業績に応じ業績報酬が変動するため、基礎報酬、業績報酬、株式報酬の割合も変動します。

⑤ 報酬等の付与時期や条件に関する方針

基礎報酬額及び業績報酬額の改定については、取締役報酬規程に基づき前年度の業績が確定した毎年7月に実施します。役位の変更があった場合には、新役位就任の月の翌月から基礎報酬額を改定します。基礎報酬及び業績報酬は、取締役の在籍期間中に月額均等払いで金銭にて支給します。

株式報酬については、譲渡制限付株式を毎年一定の時期に交付し、譲渡制限期間は退任日までとします。また、インサイダー取引を防止するために退任後も一年間は株式を売却できないものとしています。また、正当でない理由による退任は、期間の経過によらず当社が全株式を無償取得します。

⑥ 報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2022年6月の取締役会において、従来の報酬委員会を廃止し、新たに指名・報酬委員会規程を制定するとともに、同委員会を設置し、東京証券取引所に開示いたしました。取締役の報酬額については、株主総会で決議された範囲内で、取締役会が一任した指名・報酬委員会において公正かつ透明性をもって審議された答申を経て取締役会にて決定しております。

指名・報酬委員会の概要は以下のとおりであります。

[指名・報酬委員会の概要]

(設置目的)

取締役の選解任等及び報酬等の決定に関する取締役会の機能の独立性・客観性・説明責任を強化するため。

(運用)

取締役報酬規程に基づき、取締役報酬額は株主総会の決議を得た限度額以内において、取締役会から委任を受けた指名・報酬委員会が審議のうえ答申し、これを取締役会にて決定します。当委員会においては、特別な利害関係を有しない委員の過半数をもって決定しております。

(構成)

指名・報酬委員会は、取締役会の決議によって選定された取締役及び監査役（以下、「委員」という。）の3名以上で構成され、過半数が独立社外役員である社外役員を主要な構成員としております。また、指名・報酬委員会の委員長は、委員のうちの独立社外取締役の中から委員の互選によって選定しております。

⑦ その他

以上のほか、取締役報酬規程では、取締役会の決議により基礎報酬減額の措置をとることができます。

以上

# 事業報告

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 事業の経過及びその成果

#### 事業環境

当社を取り巻く事業環境は、老朽化が進む各種インフラ施設の維持管理を通じた長寿命化を図る取り組みが続いており、当社主力の港湾分野を中心に官民ともに市場は活発な状況が継続しております。

#### 当社の取り組み

このような状況下、当社は2023年4月に、経営・事業活動の基軸となるパーパスを制定し、2023年度を初年度とする中期経営計画「23中計」を策定いたしました。当事業年度におきましては、「23中計」に定めた戦略に則り、積極的な調査業務を通じた新規案件の提案営業に注力するとともに、新規事業への取り組みを加速し、更に新技術・新工法の開発・展開に取り組んでまいりました。

#### 当期の業績

主力である港湾事業において大型案件が順調に出件し、陸上及び地中事業も堅調に推移いたしました。

この結果、受注高は前事業年度に比べ1,077百万円増の14,914百万円となり、売上高は前事業年度に比べ945百万円増の14,725百万円となりました。受注残高は前事業年度末に比べ189百万円増の3,656百万円となりました。

損益面では、相場影響によって主要原材料価格が上昇する悪化要因はありましたが、増販環境に支えられるとともに、DXを活用した効率化等によるコスト低減努力と原材料価格等の販売価格への転嫁が進み、経常利益は前事業年度に比べ298百万円増の1,502百万円となり、当期純利益は同212百万円増の1,047百万円となりました。



事業別の受注高・売上高は、次表のとおりであります。

| 区 分    |       | 第 81 期       | 第 82 期<br>(当事業年度) | 対前年度増減率      |
|--------|-------|--------------|-------------------|--------------|
|        |       | 金 額<br>(百万円) | 金 額<br>(百万円)      | 増 減 率<br>(%) |
| 港湾事業   | 受 注 高 | 8,466        | 8,745             | 3.3%         |
|        | 売 上 高 | 8,172        | 9,268             | 13.4%        |
| 地中事業   | 受 注 高 | 2,798        | 3,203             | 14.5%        |
|        | 売 上 高 | 2,783        | 2,860             | 2.8%         |
| 陸上事業   | 受 注 高 | 994          | 1,069             | 7.5%         |
|        | 売 上 高 | 973          | 1,078             | 10.8%        |
| その他の事業 | 受 注 高 | 1,577        | 1,896             | 20.2%        |
|        | 売 上 高 | 1,851        | 1,518             | △18.0%       |
| 全事業合計  | 受 注 高 | 13,837       | 14,914            | 7.8%         |
|        | 売 上 高 | 13,780       | 14,725            | 6.9%         |



## (2) 資金調達等についての状況

### ① 資金調達

当事業年度の所要資金は自己資金より充当し、外部からの調達は行っておりません。

### ② 設備投資

当事業年度の設備投資額は125百万円で、その主な内容は、溶解炉地金投入機、分析装置及び鑄造用金型の更新であります。

## (3) 財産及び損益の状況

当事業年度及び過去3年間の業績の推移は次表のとおりであります。

| 区 分                 | 第 79 期    | 第 80 期    | 第 81 期    | 第 82 期<br>(当事業年度) |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|-------------------|
| 受 注 高 (百万円)         | 13,205    | 14,550    | 13,837    | 14,914            |
| 売 上 高 (百万円)         | 12,909    | 14,158    | 13,780    | 14,725            |
| 経 常 利 益 (百万円)       | 1,095     | 1,273     | 1,204     | 1,502             |
| 当 期 純 利 益 (百万円)     | 763       | 899       | 834       | 1,047             |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 | 312円19銭   | 365円00銭   | 339円09銭   | 425円54銭           |
| 総 資 産 (百万円)         | 10,860    | 11,419    | 11,328    | 12,146            |
| 純 資 産 (百万円)         | 7,641     | 8,008     | 8,297     | 8,730             |
| 1 株 当 た り 純 資 産 額   | 3,101円54銭 | 3,252円30銭 | 3,371円65銭 | 3,548円53銭         |

(注) 受注高等の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

#### (4) 対処すべき課題

事業を取り巻く社会・経済の環境変化が大きくなり、ますます先行きが不透明な時代となる中、日常の経営・事業活動の基軸となるパーパス、そして、経営計画をステークホルダーの皆様と共有することが重要と考え、当社の「パーパス」と中期経営計画「23中計」を策定し、2023年5月に公表いたしました。

当社の基軸となる存在意義を明確にするために策定した「パーパス」及び「パーパス」を一言で表現する「スローガン」は以下のとおりであります。

パーパス      ひたむきに防食技術を追求し、社会基盤の価値をまもり続けることにより、安全安心な日常を次代につなげます

スローガン    いまある“価値”を次代へ！

「23中計」においては、2023年度から2025年度までの3年間で事業基盤整備の期間と位置付け、対処すべき課題への対応として以下に注力することを骨子としております。

- ① 当社の主力である港湾事業を中心とした既存事業で堅実な業績を確保する。
- ② 「23中計」期間後に新規事業が収益貢献するための基盤を形成する。
- ③ 業務効率化を推進して建設業の2024年問題に対応し体質を強化する。
- ④ ESGの取り組みを開始し、内部ステークホルダーのエンゲージメント向上と気候変動リスク対応に取り組む。

「23中計」期間中の事業環境は、港湾・港湾RC分野の成長が期待できる一方、地中・陸上分野は概ね現状水準で推移し、全体としては緩やかに成長するものと予測しております。

新規事業については、特に洋上風力発電分野と橋梁RC分野に注力し、「23中計」期間後に収益貢献するよう、尽力してまいります。

「23中計」期間中の経営目標と2024年度(第82期)の実績及び2025年度(第83期)の見込みは以下のとおりであります。

(単位：百万円)

|      | 2024年度(第82期) |        | 2025年度(第83期) |        | 2030年度<br>(第88期計画) |
|------|--------------|--------|--------------|--------|--------------------|
|      | 計画           | 実績     | 計画           | 見込み    |                    |
| 売上高  | 13,900       | 14,725 | 14,500       | 14,500 | 15,600             |
| 経常利益 | 1,031        | 1,502  | 1,292        | 1,318  | 1,422              |

事業環境に「23中計」策定時からの大きな変化は生じておらず、インフラ施設の維持管理のトレンドが追い風となり、港湾事業分野を中心として引き続き堅調に推移しております。

2024年度(第82期)は、特に港湾事業において、官公庁の大型予算案件が順調に出件したことに加え、民間企業の設備保全工事等の多数受注・完工により見込みを大幅に上回る好成績となりました。

2025年度(第83期)につきましては、引き続き港湾事業を中心に堅調に推移し、概ね「23中計」計画に沿って推移するものと予測しており、堅実な経営努力を継続してまいります。

「23中計」で掲げた対処すべき上記課題につきましては、課題ごとに取り組みチームを設置する等の体制整備を行い、精力的に対応を進めております。

「23中計」3年目となる2025年度は、特に③、④に関し、以下を推進いたします。また、2026年度以降につきましても上記経営課題に継続的に取り組み、企業体質の強化を加速してまいります。

◎ 気候変動リスクへの取り組み強化

- ・ Scope 1、Scope2の算定とモニタリングの推進
- ・ TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の提言に基づく、当社事業に関する気候変動リスクと機会の特定、評価及び対応策の検討
- ・ 気候変動リスクにおける統合的なリスク管理体制の構築
- ・ 温室効果ガス排出量の削減目標と具体的削減計画を策定し推進

◎ DX推進による業務効率化の加速

- ・ 業務効率化と業務管理の高度化を目的とした、一元管理システムの独自開発
- ・ タブレット端末の試験的導入等による現場管理作業の効率化

- ・社内業務関連書式の統一と自動化、RPA活用による省力化

◎ 内部ステークホルダーのエンゲージメント向上

- ・エンゲージメントサーベイ、パルスサーベイによる社員意識モニタリングの継続
- ・階層別社員研修制度の充実、Eラーニング導入による自己啓発の推進などを軸とした多様な社員教育の実施
- ・社員のキャリアデザインを意識した人事制度の見直し、および「働き方」「働き易さ」の更なる推進によるエンゲージメント向上施策実行
- ・協力会社様のエンゲージメント向上に資する施策の企画・実行

**(5) 主要な事業内容**（2025年3月31日現在）

当社は電気防食工事、被覆防食工事、塗装防食工事及び腐食環境調査等総合的な防食に関する事業を主な事業とし、これに付帯する事業を営んでおります。

なお、当社は建設業法に則り特定建設業「(特-2) 第4101号」許可のもとに、事業を行っております。

## (6) 主要な事業所及び使用人の状況（2025年3月31日現在）

### ① 主要な事業所

| 名 称       | 所 在 地         | 名 称             | 所 在 地           |
|-----------|---------------|-----------------|-----------------|
| 本 社       | 東 京 都 中 央 区   | 営 業 所           |                 |
| 支 店       |               | 北 海 道 営 業 所     | 北 海 道 札 幌 市     |
| 東 北 支 店   | 宮 城 県 仙 台 市   | 北 陸 営 業 所       | 新 潟 県 新 潟 市     |
| 東 関 東 支 店 | 千 葉 県 市 原 市   | 四 国 営 業 所       | 香 川 県 高 松 市     |
| 東 京 支 店   | 東 京 都 中 央 区   | 南 九 州 営 業 所     | 鹿 児 島 県 鹿 児 島 市 |
| 名 古 屋 支 店 | 愛 知 県 名 古 屋 市 | 沖 縄 営 業 所       | 沖 縄 県 那 覇 市     |
| 大 阪 支 店   | 大 阪 府 大 阪 市   | 工 場 ・ 調 達       |                 |
| 中 国 支 店   | 広 島 県 広 島 市   | 製 造 調 達 統 括 部   | 埼 玉 県 上 尾 市     |
| 九 州 支 店   | 福 岡 県 福 岡 市   | 研 究 所           |                 |
|           |               | 技 術 開 発 セ ン タ ー | 埼 玉 県 上 尾 市     |

### ② 使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 274名    | 9名増       | 41.9歳   | 16.0年       |

（注）使用人数には再雇用者（エルダー社員）、契約社員等は含めておりません。

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

なお、三井金属鉱業株式会社は、当社の株式を781千株（自己株式142,151株を控除した持株比率31.74%）保有しており、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。

## (8) 主要な借入先（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 9,510,000株  
(2) 発行済株式の総数 2,602,500株 (自己株式142,151株を含む)  
(3) 株主数 1,065名  
(4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                   | 持 株 数 (株) | 持 株 比 率 (%) |
|-------------------------|-----------|-------------|
| 三 井 金 属 鉱 業 株 式 会 社     | 781,000   | 31.74       |
| ナカボーテック取引先持株会           | 218,400   | 8.87        |
| 株 式 会 社 麻 生             | 153,700   | 6.24        |
| ナカボーテック社員持株会            | 130,520   | 5.30        |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社     | 67,500    | 2.74        |
| 中 川 哲 央                 | 64,350    | 2.61        |
| 合 同 会 社 ワ イ ズ           | 50,000    | 2.03        |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 40,100    | 1.62        |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行     | 35,500    | 1.44        |
| 川 部 英 子                 | 24,600    | 0.99        |

(注) 持株比率は自己株式 (142,151株) を控除して計算しております。

### 3. 会社役員の状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

| 会社における地位  | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況               |
|-----------|---------|---------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 木 村 浩   | 社長執行役員                                |
| 常 務 取 締 役 | 藤 原 博 方 | 常務執行役員 営業本部長                          |
| 取 締 役     | 南 正 信   | 常務執行役員 経営企画部長兼技術本部長                   |
| 取 締 役     | 濱 田 昌 宏 | 常務執行役員 事業本部長兼製造調達統括部長                 |
| 取 締 役     | 宮 地 誠   | 常務執行役員 社長補佐                           |
| 社 外 取 締 役 | 中 川 哲 央 |                                       |
| 社 外 取 締 役 | 落 合 健 司 | 三井金属鉱業株式会社執行役員経営企画本部コーポレートコミュニケーション部長 |
| 社 外 取 締 役 | 柴 田 幸一郎 | 弁護士、森六ホールディングス株式会社社外取締役               |
| 社 外 取 締 役 | 岸 利 治   | 東京大学生産技術研究所教授                         |
| 常 勤 監 査 役 | 星 川 次 夫 |                                       |
| 社 外 監 査 役 | 山 下 雅 司 | 三井金属鉱業株式会社取締役兼常務執行役員経営企画本部副本部長        |
| 社 外 監 査 役 | 大 野 寿 宏 | 三井金属鉱業株式会社理事監査部長                      |
| 社 外 監 査 役 | 小 畑 明 彦 | 弁護士                                   |

- (注) 1. 当社は、取締役柴田幸一郎氏及び岸利治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
2. 当社は、監査役小畑明彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
3. 監査役山下雅司氏及び監査役大野寿宏氏は、三井金属鉱業株式会社の経理業務等を長年にわたり担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当期の役員の異動（2024年6月27日付）
- ・取締役阿武宏明氏は、辞任いたしました。
  - ・宮地誠氏は、新たに取締役に就任いたしました。
  - ・監査役沓内哲氏は、退任いたしました。
  - ・大野寿宏氏は、新たに社外監査役に就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は取締役、監査役、執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。保険料は、全額会社が負担しております。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 報酬等の総額<br>(千円)      | 報酬等の種類別の総額 (千円)     |               |                 | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|--------------------|---------------------|---------------------|---------------|-----------------|-----------------------|
|                    |                     | 基礎報酬                | 業績報酬          | 退職慰労金           |                       |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 142,675<br>(16,410) | 90,008<br>(16,290)  | 37,747<br>(-) | 14,920<br>(120) | 10<br>(4)             |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 31,532<br>(12,240)  | 29,442<br>(12,150)  | -<br>(-)      | 2,090<br>(90)   | 5<br>(4)              |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 174,207<br>(28,650) | 119,450<br>(28,440) | 37,747<br>(-) | 17,010<br>(210) | 15<br>(8)             |

- (注) 1. 上記人員には、2024年6月27日開催の第81期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、1994年6月30日開催の第51期定時株主総会において年額250百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。(当該株主総会終結時点の取締役の員数は12名であります。)
3. 監査役の報酬限度額は、1994年6月30日開催の第51期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。(当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。)
4. 上記の報酬等の総額には、以下のものも含まれております。
- ・ 2024年度役員退職慰労引当金
    - 取締役 10名分 12,520千円 (うち社外取締役 4名に対し 120千円)
    - 監査役 5名分 2,090千円 (うち社外監査役 4名に対し 90千円)
- なお、上記支給額には、当事業年度中に役員退職慰労金として費用処理した2,400千円を含んでおります。
5. 当社は役員賞与を廃止しており、支給額に役員賞与は含まれておりません。



□. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

2024年6月27日開催の第81期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役、監査役に対し支払った役員退職慰労金は、以下のとおりであります。

- ・取締役1名に対し 16,400千円
- ・社外監査役1名に対し 120千円

#### 八. 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2022年6月の取締役会において、従来の報酬委員会を廃止し、新たに指名・報酬委員会規程を制定するとともに、同委員会を設置し、東京証券取引所に開示いたしました。取締役の報酬額については、株主総会で決議された範囲内で、取締役会から一任を受けた指名・報酬委員会において公正かつ透明性をもって審議の上、決定しております。

2024年度の指名・報酬委員会の概要は以下のとおりであります。

##### 指名・報酬委員会の概要

###### (設置目的)

取締役の選解任等及び報酬等の決定に関する取締役会の機能の独立性・客観性・説明責任を強化するため。

###### (運用)

取締役報酬規程に基づき、取締役報酬額は株主総会の決議を得た限度額以内において、取締役会から委任を受けた指名・報酬委員会が審議し、これを取締役に答申します。

当委員会においては、特別な利害関係を有しない委員の過半数をもって決定しております。

###### (構成)

指名・報酬委員会は、取締役会で選任された委員で構成され、独立社外取締役1名を委員長とします。

2024年5月時点における指名・報酬委員会の構成は以下のとおりであります。

- ・委員長 柴田幸一郎 (社外取締役・独立役員)
- ・委員 中川哲央 (社外取締役)
- 岸利治 (社外取締役・独立役員)
- 小畑明彦 (社外監査役・独立役員)
- 山下雅司 (社外監査役)
- 木村浩 (代表取締役社長)
- 阿武宏明 (取締役・総務部担当)

当社の取締役報酬は、取締役報酬規程において、基礎報酬、業績報酬、退職慰労金か

らなことが定められております。各報酬についての方針は、2021年3月22日開催の取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりであります。

① 基礎報酬（固定報酬）に関する方針

基礎報酬については、会社業績、社員最高年収、世間水準などを総合的に勘案した上で、社長の基礎報酬年額（7月～翌年6月の基礎報酬額）を設定します。社長を除く各役位の取締役の基礎報酬年額は、社長の同年額を基準に職責に応じた役位毎の比率を目安に算出します。上記世間水準は、政府統計などの外部の調査データ等を活用し把握します。

加えて、退任時に支給する退職慰労金は、取締役退職慰労金規程に基づき取締役会及び株主総会の決議を得て支給します。

② 業績報酬（業績連動報酬）に関する方針

取締役報酬規程に定める業績報酬の算定にあたっては、経営上重要とみなす指標において期初設定予算の達成度合を基に、前年度の当該報酬の支給実績をも勘案した上で総合的に判断し決定します。上記指標は、各事業年度の安定的な収益計上及び株主還元を重視して、前年度の経常利益・配当額を重要指標の主なものとみなし採用しております〔※2024年度業績報酬は、2023年度の経常利益（1,204百万円）・同年度の配当額（1株当たり240円）を主な指標として採用〕。

なお、経営の執行を公平な立場で判断する社外取締役については、基礎報酬のみを支給し、業績報酬の支給対象としません。

③ 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬については取締役報酬規程に定めはなく、現在は導入していません。今後、社外取締役を除く各取締役に対し当該報酬を導入しようとする場合は、同規程の改定をはじめ取締役会決議、株主総会への付議などの手続きを取り進めます。

④ 報酬等の割合に関する方針

取締役報酬の種類ごとの構成比率は、支給額の変動を前提とする業績連動報酬の結果次第でそれぞれの構成比率も都度変動するため、不確かな方針になることを極力避ける意味から固定的な比率や範囲をあらかじめ示すことはせず、上記のように実績を踏まえた現実的な報酬額の算定に取り組むことを基本方針とすることで適正な報酬額算定につなげてまいります。

なお、基礎報酬、業績報酬、退職慰労金の過去10年間（2015年度～2024年度）の支給実績に基づく取締役の各報酬の支給割合は、以下のとおりであります。

| 基礎報酬<br>(固定報酬) | 業績報酬<br>(業績連動報酬) | 退職慰労金  |
|----------------|------------------|--------|
| 70%～50%        | 40%～20%          | 15%～3% |

(注) 退職慰労金は任期1年分を基礎報酬・業績報酬と合算した際の割合であります。

⑤ 報酬等の付与時期や条件に関する方針

基礎報酬額及び業績報酬額の改定については、取締役報酬規程に基づき前年度の業績が確定した毎年7月に実施します。役位の変更があった場合には、新役位就任の月の翌月から基礎報酬額を改定します。

基礎報酬及び業績報酬は、取締役の在籍期間中に月額均等払いで支給します。

⑥ 退職慰労金に関する方針

取締役退任時に支給する退職慰労金は、取締役退職慰労金規程に基づき取締役会及び株主総会の決議を得て支給します。

⑦ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

指名・報酬委員会の概要に記載の通り同委員会が算定した答申内容を取締役会で審議した結果であり、当該方針に沿うものであると判断しております。

⑧ その他

以上のほか、取締役報酬規程では、取締役会の決議により基礎報酬減額の措置をとることができます。

## (5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役落合健司氏は、関係会社である三井金属鉱業株式会社の執行役員経営企画本部コーポレートコミュニケーション部長を兼務しております。
  - ・監査役山下雅司氏は、関係会社である三井金属鉱業株式会社の取締役兼常務執行役員経営企画本部副本部長を兼務しております。
  - ・監査役大野寿宏氏は、関係会社である三井金属鉱業株式会社の理事監査部長を兼務しております。
- ② 当事業年度における主な活動状況

| 区分  | 氏 名   | 取締役会出席回数 | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                                                             |
|-----|-------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 中川 哲央 | 13/13    | 総合商社及び経営革新の推進機関における勤務経験、及び当社創業者出身者としての長年に亘る当社社外取締役の経験に基づき、社外取締役として中立かつ客観的な立場から、当社の経営上有用な発言を行いました。<br>指名・報酬委員として当事業年度に開催された同委員会4回全てに出席し、取締役候補者選定、役員報酬の改定に関し、有用な発言を行いました。 |
| 取締役 | 落合 健司 | 13/13    | 関係会社の業務執行者であり、経理及びコーポレートコミュニケーションの専門家としての幅広い知識と経験に基づき、社外取締役として中立かつ客観的な立場から、当社の経営上有用な発言を行いました。                                                                           |
| 取締役 | 柴田幸一郎 | 13/13    | 弁護士及び他社（森六ホールディングス株式会社）社外役員としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、独立社外取締役として中立かつ客観的な立場から、当社の経営上有用な発言を行いました。<br>指名・報酬委員会委員長として、当事業年度に開催された同委員会4回全てに出席し、同委員会を主導し、取締役候補者選定、役員報酬の改定を答申しました。    |
| 取締役 | 岸 利治  | 12/13    | コンクリート工学の専門家（東京大学生産技術研究所教授）としての高い専門性と豊富な知識に基づき、独立社外取締役として中立かつ客観的な立場から、当社の経営上有用な発言を行いました。<br>指名・報酬委員として当事業年度に開催された同委員会4回全てに出席し、取締役候補者選定、役員報酬の改定に関し、有用な発言を行いました。          |

| 区分  | 氏 名   | 取締役会<br>出席回数 | 監査役会<br>出席回数 | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                                              |
|-----|-------|--------------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 | 山下 雅司 | 11/13        | 7/8          | 関係会社の業務執行者であり、経理及び経営企画の専門家としての幅広い知識と経験に基づき、社外監査役として中立かつ客観的な立場から、当社の経営上有用な発言を行いました。<br>指名・報酬委員として当事業年度に開催された同委員会4回全てに出席し、取締役候補者選定、役員報酬の改定に関し、有用な発言を行いました。 |
| 監査役 | 大野 寿宏 | 9/10         | 6/6          | 関係会社の理事監査部長であり、経理における豊富な経験及び関係会社経営者として培った幅広い知識と経験に基づき、社外監査役として中立かつ客観的な立場から、当社の経営上有用な発言を行いました。                                                            |
| 監査役 | 小畑 明彦 | 13/13        | 8/8          | 弁護士としての幅広い知識と経験に基づき、独立社外監査役として中立かつ客観的な立場から、当社の経営上有用な発言を行いました。<br>指名・報酬委員として当事業年度に開催された同委員会4回全てに出席し、取締役候補者選定、役員報酬の改定に関し、有用な発言を行いました。                      |

(注) 当社では、取締役会に出席できない社外取締役及び社外監査役に対して、事前に資料配布等を実施し、コメント等をできるようにしております。  
また、同様に当社では、監査役会に出席できない社外監査役に対して、事前に資料配布等を実施し、コメント等をできるようにしております。

## 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当該事業年度中に辞任した又は解任された会計監査人に関する事項  
該当事項はありません。

(3) 現在の業務停止処分に関する事項  
該当事項はありません。

(4) 過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項  
該当事項はありません。

(5) 責任限定契約に関する事項  
該当事項はありません。

### (6) 会計監査人に対する報酬等の額

- |                           |          |
|---------------------------|----------|
| ① 当該事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 22,400千円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 22,400千円 |

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度の監査実績との整合性及び職務遂行状況、並びに報酬見積の算出根拠の相当性について必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(7) 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の内容  
該当事項はありません。

### (8) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断したときは、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、当社の都合により、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定するほか、会計監査人の責に帰すべき事由等により監査契約を継続することができないと判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する

る議案の内容を決定いたします。

なお、いずれの場合も監査役会は、株主総会に提出する新たな会計監査人の選任に関する議案の内容を決定いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 社長が「社是」、「経営理念」、「パーパス」及び「行動基準」の精神を伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底しております。
- ② 取締役会規程等の社内規則により各取締役の権限を明確にし、更に社外取締役制の導入により、各取締役の職務執行の透明性を向上させ、適正な職務の執行が行われる体制としております。
- ③ 内部監査室の実効性を高め、監査役・会計監査人・内部監査室の三者による監査体制の確立を図ることとしております。
- ④ 外部の弁護士にも直接連絡可能な公益通報者保護法に基づく内部通報に関する規程により、法令違反、「行動基準」違反の未然防止及び早期発見を的確に行う仕組みを構築し運用しております。
- ⑤ 社会の秩序や企業の健全な活動に影響を与える反社会的勢力に対しては、取引を含めた一切の関係を遮断するとともに、警察等関連機関とも連携し毅然とした姿勢で組織的に対応することとしております。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、文書管理規程に従い、文書又は電磁的媒体に記録し、保存しております。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できることとしております。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクカテゴリー毎の責任部署及び各種委員会並びに新たに生じたリスク、その他の対応機関としてのリスクマネジメント委員会を設置し、それぞれが規則の制定、研修の実施、マニュアルの作成等を行うとともに各種リスクに対応し、経営方針会議が総括的に管理しております。



#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 月1回以上の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催いたします。
- ② 開催にあたり、各取締役に事前に取締役会資料を配布し、必要に応じ議案の説明をしております。
- ③ 取締役会が定める中期経営計画、年度経営方針及びそれに基づく数値目標、並びにその他の重要事項については、経営方針会議と執行役員制度を導入し、迅速な業務執行とその実現を目指しております。
- ④ 取締役は取締役会での決定事項を執行役員へ伝え、執行役員は当該事項を各部門へ浸透させ、各部門は目標に向けて、具体的な行動計画及び予算の策定並びに月次・四半期業績管理を実施しております。取締役会、経営方針会議では状況を定期的にレビューしております。

#### (5) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムを構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関連法令等との適合性を確保することとしております。

#### (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が求めた場合、監査役の職務を補助する使用人を置きます。また、当該使用人の人選については、取締役からの独立性に配慮しつつ、監査役の意見を参考として決定し、当該使用人の異動、人事評価等については、常勤監査役と事前に相談を行います。当該使用人が監査役の職務を補助するにあたっては、取締役から独立して監査役を補佐し、監査役会等において監査役からの指示を受けるとともに、指示事項の進捗等の報告、情報提供等を行います。

#### (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、法令及び社内規則に従い監査役に報告すべき事項が生じたときは監査役に報告しております。当該報告を有効かつ容易にするため、常勤監査役に関しては、取締役会に加え、経営方針会議等業務執行関連の重要会議に出席する機会を確保しております。

**(8) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**

公益通報者保護法に基づく内部通報に関する規程において通報者が不利益な取り扱いを受けることがない旨を定めており、これを準用し、使用人の監査役への情報提供につきましても、これを理由とした不利益な処遇は、一切行いません。

**(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役が必要と認めるときは、監査役の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用するなど必要な監査費用を認めております。

**(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

取締役及び重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を設けるとともに、内部監査室との連携を確保し、社長又は会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換を実施しております。

## **6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況**

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

**(1) 取締役の職務の適正性及び職務の執行が効率的に行われることに対する取り組み**

当社は、当事業年度において取締役会を13回開催いたしました。取締役会に上程する審議事項に関する資料は、出席者が十分な準備を行えるように事前配布とし、必要に応じて議案の事前説明を行っております。取締役会では取締役及び監査役は上程された審議事項について活発な意見交換を行っております。

社外役員は、独立した立場にて専門的見地から意見を表明し、取締役の業務執行に関し提言を行っております。

当社は、経営方針会議と執行役員制度を導入しており、取締役会が定める中期経営計画、年度経営方針及びそれに基づく数値目標並びにその他重要事項について、迅速な業務執行とその実現に取り組んでおります。当事業年度において経営方針会議を22回開催いたしました。

当社では、取締役会構成メンバーが経営および事業に関する理解を深めることが出来るよう役員研修会を設けており、当事業年度においては、ガバナンス教育、施工現場視察、工場及び技術開発センター視察を計4回開催いたしました。

## (2) コンプライアンスに対する取り組み

従業員を対象に当社社員としての行動基準の周知を通じて、法令及び社内規則の遵守並びに社会良識に基づき行動することを徹底し、コンプライアンス意識の醸成に取り組んでおります。また、不祥事や問題の発生を未然に防止するため、外部の弁護士も通報窓口として選択可能な公益通報者保護法に基づく内部通報制度に関する規程を制定し、社内へ周知しております。

## (3) リスク管理に対する取り組み

当社のリスク管理体制は、リスクマネジメント委員会を主体に運用し、当事業年度において、12回開催いたしました。同委員会では、各種リスクの把握やその対応について協議し、その状況を経営方針会議に報告しております。また、そのほかのリスク管理体制として、安全衛生委員会を当事業年度において12回開催、品質管理委員会を当事業年度において12回開催いたしました。

## (4) 監査役の監査が実効的に行われることに対する取り組み

当社の監査役会は、社外監査役3名を含む監査役4名で構成されており、当事業年度において8回開催しております。監査役会では、各監査役が監査に関する重要な事項について報告をし、協議・決議を行っております。

監査役は、取締役会のほか、経営方針会議などの重要な会議に出席し、業務執行が適切に行われていることを確認しております。

また、監査役は、取締役及び重要な使用人からの個別ヒアリング機会を設定し、内部監査室との連携及び社長、会計監査人との間での定期的な意見交換を実施し、監査の実効性を確保しております。

# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

| 資 産 の 部                |                   | 負 債 の 部                 |                   |
|------------------------|-------------------|-------------------------|-------------------|
| 科 目                    | 金 額               | 科 目                     | 金 額               |
|                        | 千円                |                         | 千円                |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>10,365,854</b> | <b>流 動 負 債</b>          | <b>2,510,062</b>  |
| 現 金 預 金                | 1,278,922         | 工 事 未 払 金               | 634,118           |
| 受 取 手 形                | 292,405           | 買 掛 金                   | 199,628           |
| 電 子 記 録 債 権            | 611,320           | 未 払 金                   | 107,907           |
| 完 成 工 事 未 収 入 金        | 3,709,363         | 未 払 費 用                 | 102,092           |
| 売 掛 金                  | 718,121           | 未 払 法 人 税 等             | 477,920           |
| 商 品 及 び 製 品            | 622,368           | 未 払 消 費 税               | 40,217            |
| 未 成 工 事 支 出 金          | 233,703           | 契 約 負 債                 | 275,845           |
| 材 料 貯 蔵 品              | 150,479           | 完 成 工 事 補 償 引 当 金       | 5,477             |
| 関 係 会 社 預 け 金          | 2,637,241         | 工 事 損 失 引 当 金           | 14,473            |
| 前 払 費 用                | 104,162           | 賞 与 引 当 金               | 617,000           |
| そ の 他                  | 7,765             | 預 り 金                   | 35,380            |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>1,780,367</b>  | <b>固 定 負 債</b>          | <b>905,527</b>    |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>723,816</b>    | 退 職 給 付 引 当 金           | 807,722           |
| 建 物 ・ 構 築 物            | 290,346           | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金       | 59,340            |
| 機 械 ・ 運 搬 具            | 48,219            | 資 産 除 去 債 務             | 38,464            |
| 工 具 器 具 ・ 備 品          | 134,238           | <b>負 債 合 計</b>          | <b>3,415,589</b>  |
| 土 地                    | 251,012           | <b>純 資 産 の 部</b>        |                   |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>21,610</b>     | <b>株 主 資 本</b>          | <b>8,553,418</b>  |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>1,034,940</b>  | 資 本 金                   | 866,350           |
| 投 資 有 価 証 券            | 394,880           | 資 本 剰 余 金               | 870,126           |
| 破 産 更 生 債 権 等          | 11,912            | 資 本 準 備 金               | 753,385           |
| 長 期 前 払 費 用            | 8,447             | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 116,741           |
| 繰 延 税 金 資 産            | 469,336           | <b>利 益 剰 余 金</b>        | <b>7,306,840</b>  |
| 長 期 差 入 保 証 金          | 161,475           | 利 益 準 備 金               | 197,611           |
| そ の 他                  | 800               | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 7,109,228         |
| 貸 倒 引 当 金              | △11,912           | 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金       | 28,229            |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>12,146,221</b> | 別 途 積 立 金               | 600,000           |
|                        |                   | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 6,480,999         |
|                        |                   | <b>自 己 株 式</b>          | <b>△489,897</b>   |
|                        |                   | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 177,214           |
|                        |                   | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 177,214           |
|                        |                   | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>8,730,632</b>  |
|                        |                   | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>  | <b>12,146,221</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2024年 4 月 1 日  
至 2025年 3 月31日)

| 科 目          | 内 訳        | 金 額        |
|--------------|------------|------------|
|              | 千円         | 千円         |
| 売上高          |            |            |
| 完成工事高        | 11,348,819 |            |
| 製品等売上高       | 3,376,785  | 14,725,604 |
| 売上原価         |            |            |
| 完成工事原価       | 9,011,091  |            |
| 製品等売上原価      | 1,929,827  | 10,940,918 |
| 売上総利益        |            |            |
| 完成工事総利益      | 2,337,727  |            |
| 製品等売上総利益     | 1,446,958  | 3,784,685  |
| 販売費及び一般管理費   |            | 2,327,228  |
| 営業利益         |            | 1,457,456  |
| 営業外収益        |            |            |
| 受取利息配当金      | 30,248     |            |
| その他の         | 17,569     | 47,817     |
| 営業外費用        |            |            |
| 譲渡制限付株式報酬償却  | 2,482      |            |
| その他の         | 25         | 2,508      |
| 経常利益         |            | 1,502,765  |
| 特別損失         |            |            |
| 固定資産除却損      | 422        |            |
| 投資有価証券売却損    | 4,495      | 4,917      |
| 税引前当期純利益     |            | 1,497,848  |
| 法人税、住民税及び事業税 |            | 447,815    |
| 法人税等調整額      |            | 2,819      |
| 当期純利益        |            | 1,047,212  |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2024年 4 月 1 日  
至 2025年 3 月31日)

(単位：千円)

|                          | 株 主 資 本 |                   |         |                 |             |           |         |                 |           |       |
|--------------------------|---------|-------------------|---------|-----------------|-------------|-----------|---------|-----------------|-----------|-------|
|                          | 資本金     | 資 本 剰 余 金         |         |                 |             | 利 益 剰 余 金 |         |                 |           |       |
|                          |         | 資 準 備             | 本 金     | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 計 | 利 準 備     | 益 金     | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 利 剰 余 金 計 | 益 金 計 |
|                          |         | 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 | 別 積 立 金 | 途 繰 越 利 益 剰 余 金 |             |           |         |                 |           |       |
| 当 期 首 残 高                | 866,350 | 753,385           | 116,741 | 870,126         | 197,611     | 28,600    | 600,000 | 6,024,078       | 6,850,290 |       |
| 期 中 の 変 動 額              |         |                   |         |                 |             |           |         |                 |           |       |
| 剰 余 金 の 配 当              |         |                   |         |                 |             |           |         | △590,662        | △590,662  |       |
| 当 期 純 利 益                |         |                   |         |                 |             |           |         | 1,047,212       | 1,047,212 |       |
| 自己株式の取得                  |         |                   |         |                 |             |           |         |                 |           |       |
| 税率変更に伴う<br>固定資産圧縮積立金の変動額 |         |                   |         |                 |             | △371      |         | 371             | —         |       |
| 株主資本以外の項目の<br>期中の変動額（純額） |         |                   |         |                 |             |           |         |                 |           |       |
| 期中の変動額合計                 | —       | —                 | —       | —               | —           | △371      | —       | 456,920         | 456,549   |       |
| 当 期 末 残 高                | 866,350 | 753,385           | 116,741 | 870,126         | 197,611     | 28,229    | 600,000 | 6,480,999       | 7,306,840 |       |

|                          | 株 主 資 本  |           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                     | 純資産合計     |
|--------------------------|----------|-----------|------------------|---------------------|-----------|
|                          | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 計 | その他有価証券<br>評価差額金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高                | △489,298 | 8,097,467 | 200,484          | 200,484             | 8,297,952 |
| 期 中 の 変 動 額              |          |           |                  |                     |           |
| 剰 余 金 の 配 当              |          | △590,662  |                  |                     | △590,662  |
| 当 期 純 利 益                |          | 1,047,212 |                  |                     | 1,047,212 |
| 自己株式の取得                  | △599     | △599      |                  |                     | △599      |
| 税率変更に伴う<br>固定資産圧縮積立金の変動額 |          | —         |                  |                     | —         |
| 株主資本以外の項目の<br>期中の変動額（純額） |          |           | △23,270          | △23,270             | △23,270   |
| 期中の変動額合計                 | △599     | 455,950   | △23,270          | △23,270             | 432,680   |
| 当 期 末 残 高                | △489,897 | 8,553,418 | 177,214          | 177,214             | 8,730,632 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

|        |               |                                           |
|--------|---------------|-------------------------------------------|
| 有価証券   | ： 其他有価証券      |                                           |
|        | 市場価格のない株式等    | 時価法                                       |
|        | 以外のもの         | (評価差額は全部純資産直入法により処理し、<br>売却原価は移動平均法により算定) |
|        | 市場価格のない株式等    | 移動平均法による原価法                               |
| デリバティブ | ：             | 時価法                                       |
| 棚卸資産   | ： 未成工事支出金     | 個別法による原価法                                 |
|        | ： 商品・製品・材料貯蔵品 | 月次総平均法による原価法                              |
|        |               | (貸借対照表価額については収益性の低下に基づき<br>簿価切下げの方法により算定) |

### 2. 固定資産の減価償却の方法

|        |                                                                                  |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 有形固定資産 | ： 定率法によっております。                                                                   |
|        | ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。 |
|        | なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。                                    |
| 無形固定資産 | ： 定額法によっております。                                                                   |
|        | なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。                                          |
|        | ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。                            |
| 長期前払費用 | ： 支出の効果の及ぶ期間で均等償却しております。                                                         |

### 3. 引当金の計上基準

#### 貸倒引当金

：債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### 完成工事補償引当金

：完成工事に係る契約不適合の費用に備えるため、当期完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

#### 工事損失引当金

：受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

#### 賞与引当金

：従業員の賞与支払いに備えるため、翌期支給見込額の当期負担額を計上しております。

#### 退職給付引当金

：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

#### 役員退職慰労引当金

：役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく必要設定額を計上しております。



#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は顧客との契約について、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の5ステップを適用することにより収益を認識しております。

##### (1) 工事契約に係る収益

工事契約に係る収益には、主に港湾施設、地中埋設施設及び陸上施設等の防食工事の請負が含まれ、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りができない工事については原価回収基準を適用しております。期間がごく短い工事については代替的な取扱いを適用し完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。履行義務の充足後、別途定める支払条件により通常一年以内に支払を受けておりますが、一部の契約においては、取引価格の一部前受や工事出来高に応じた支払を受けております。これらの履行義務に対する対価は、重大な金融要素は含んでおりません。

##### (2) 製品等出荷に係る収益

製品等出荷に係る収益には、防食関連材料や装置の製造・販売が含まれ、当該履行義務は、主として顧客へ製品等を引き渡した時点で製品等に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたと判断しておりますが、出荷時から製品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、代替的な取扱いを適用し出荷時に収益を認識しております。なお、複数の製品等の納入を伴う契約については製品等ごとに履行義務を充足した時点で収益を認識しております。なお、契約数量全数の出荷後、別途定める支払条件により通常一年以内に支払を受けておりますが、一部の契約においては、取引価格の一部の前受や契約数量の一部出荷に応じた支払を受けております。これらの履行義務に対する対価は、重大な金融要素は含んでおりません。

#### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 重要なヘッジ会計の方法

###### ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を適用しております。

###### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

為替相場の変動等により損失の可能性がある外貨建売上及び仕入の予定取引について、これと同一通貨の為替予約を契約することにより、当該リスクをヘッジしております。

###### ③ ヘッジ方針

ヘッジの手段であるデリバティブ取引（為替予約）は実需の範囲内で行う方針としております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段の残高とヘッジ対象である予定取引とは重要な条件がほぼ同じであり、実行の可能性が極めて高いため、有効性の判断を省略しております。

(2) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

**貸借対照表に関する注記**

1. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額： 1,759,599千円

2. 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は11,540千円であります。

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債務： 12,648千円

4. 完成工事未収入金のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

完成工事未収入金： 3,443,211千円

契約資産： 266,152千円

5. 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

売掛金： 718,121千円

契約資産： 一千円

**損益計算書に関する注記**

1. 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額： 14,473千円

2. 関係会社との取引高

営業取引高 売上高： 一千円

仕入高： 一千円

その他の営業取引高： 45,695千円

営業外取引高 預け金に係る利息等： 14,124千円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

|             | 当 事 業 年 度 期 首<br>株 式 数 (株) | 当 事 業 年 度<br>増 加 株 式 数 (株) | 当 事 業 年 度<br>減 少 株 式 数 (株) | 当 事 業 年 度 末<br>株 式 数 (株) |
|-------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------------------------|
| 発 行 済 株 式   |                            |                            |                            |                          |
| 普 通 株 式     | 2,602,500                  | —                          | —                          | 2,602,500                |
| 合 計         | 2,602,500                  | —                          | —                          | 2,602,500                |
| 自 己 株 式     |                            |                            |                            |                          |
| 普 通 株 式 (注) | 141,406                    | 745                        | —                          | 142,151                  |
| 合 計         | 141,406                    | 745                        | —                          | 142,151                  |

(注) 自己株式の普通株式増加株式数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 121株

特定譲渡制限付株式返還による増加 624株

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

| (決 議)                     | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基 準 日      | 効 力 発 生 日  |
|---------------------------|-------|----------------|------------------|------------|------------|
| 2024年6月27日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 590,662        | 240              | 2024年3月31日 | 2024年6月28日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
次のとおり、決議を予定しております。

| (決 議)                     | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基 準 日      | 効 力 発 生 日  |
|---------------------------|-------|----------------|-------|------------------|------------|------------|
| 2025年6月27日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 738,104        | 利益剰余金 | 300              | 2025年3月31日 | 2025年6月30日 |

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 繰延税金資産          | (千円)            |
| 貸倒引当金           | 3,754           |
| 賞与引当金           | 188,925         |
| 未払事業税           | 28,587          |
| 賞与引当金に係る未払社会保険料 | 25,189          |
| 退職給付引当金         | 251,678         |
| 役員退職慰労引当金       | 18,703          |
| 完成工事補償引当金       | 1,677           |
| 工事損失引当金         | 4,431           |
| 有価証券退職給付信託拠出損   | 21,988          |
| 資産除去債務          | 12,124          |
| その他             | 15,705          |
| 繰延税金資産計         | <u>572,765</u>  |
| 繰延税金負債          |                 |
| その他有価証券評価差額金    | △81,568         |
| 固定資産圧縮積立金       | △12,993         |
| その他             | △8,867          |
| 繰延税金負債計         | <u>△103,429</u> |
| 繰延税金資産の純額       | <u>469,336</u>  |

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

|                      |               |
|----------------------|---------------|
| 法定実効税率               | 30.62%        |
| (調整)                 |               |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 0.57%         |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △0.09%        |
| 住民税均等割等              | 1.04%         |
| 税額控除                 | △1.39%        |
| 税率変更による期末繰延税金資産の増減   | △0.38%        |
| その他                  | △0.28%        |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | <u>30.09%</u> |

### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）が3,427千円増加し、法人税等調整額が5,756千円、その他有価証券評価差額金が2,329千円、固定資産圧縮積立金が371千円それぞれ減少しております。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品で運用し、また、短期的な運転資金調達の必要性が生じた場合には、主に銀行からの借入による方針であります。デリバティブ取引は、為替の変動リスクの軽減を主眼とし、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権、完成工事未収入金及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、信用調査資料等により取引先の信用力を評価し、取引の可否を決定しております。

関係会社預け金は、銀行預金と同じ取り扱いであり、払い出しは自由であることから、リスクは無いと判断しております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である工事未払金及び買掛金は1年以内の支払期日であります。

未払金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権債務管理要領に従い、営業債権について、各支店・営業所の営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。デリバティブ取引の契約先は、信用度の高い国内の銀行であるため、相手先の契約不履行によるいわゆる信用リスクはほとんど無いと判断しております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理につきましては、決裁権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、経理部門が決裁者の承認を得て行っております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注3）参照）。

（単位：千円）

|        | 貸借対照表計上額 | 時価      | 差額 |
|--------|----------|---------|----|
| 投資有価証券 |          |         |    |
| 其他有価証券 | 393,230  | 393,230 | —  |

（注1）「現金預金」「受取手形」「電子記録債権」「完成工事未収入金」「売掛金」「関係会社預け金」「工事未払金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

### （注2）時価の算定に用いた評価方法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価进行分类しております。

### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(注3) 市場価格のない株式等は、「その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| 区分    | 貸借対照表計上額 |
|-------|----------|
| 非上場株式 | 1,650    |

(注4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|          | 1年以内      |
|----------|-----------|
| 現金預金     | 1,278,922 |
| 受取手形     | 292,405   |
| 電子記録債権   | 611,320   |
| 完成工事未収入金 | 3,709,363 |
| 売掛金      | 718,121   |
| 関係会社預け金  | 2,637,241 |



## 関連当事者との取引に関する注記

### 親会社及び法人主要株主等

| 属性       | 会社等の名称     | 住所     | 資本金は<br>又出資金<br>(千円) | 事業の内容                 | 議決権等の所有<br>(被所有)<br>割合 (%) | 関連当事者との関係                   | 取引の内容               | 取引金額<br>(千円)       | 科目          | 期末残高<br>(千円) |
|----------|------------|--------|----------------------|-----------------------|----------------------------|-----------------------------|---------------------|--------------------|-------------|--------------|
| その他の関係会社 | 三井金属鉱業株式会社 | 東京都品川区 | 42,223,186           | 機能材料<br>非鉄金属<br>自動車部品 | (被所有)<br>直接<br>31.82       | 余剰資金の預入れ<br>営業上の取引<br>役員の兼任 | 余剰資金の預入れ<br>利息の受け取り | △285,875<br>14,124 | 関係会社<br>預け金 | 2,637,241    |

#### (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

余剰資金の預入れについては、三井金属鉱業株式会社における関係会社預り金制度に基づくものであり、預け金に付される利息については、市場金利を勘案した上で、同社と利率を決定しております。

## 収益認識に関する注記

### (1)収益の分解

収益認識の時期別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

(単位：千円)

|                       | 報告セグメント   |           |           |            | その他       | 合計         |
|-----------------------|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|------------|
|                       | 港湾        | 地中        | 陸上        | 計          |           |            |
| 一時点で移転される財又はサービス      | 6,778,206 | 1,970,902 | 895,810   | 9,644,919  | 745,651   | 10,390,571 |
| 一定の期間にわたり移転される財又はサービス | 2,490,368 | 889,293   | 182,289   | 3,561,951  | 773,080   | 4,335,032  |
| 顧客との契約から生じる収益         | 9,268,575 | 2,860,195 | 1,078,100 | 13,206,871 | 1,518,732 | 14,725,604 |
| 売上高                   | 9,268,575 | 2,860,195 | 1,078,100 | 13,206,871 | 1,518,732 | 14,725,604 |

- (注) 1. 収益認識に関する会計基準の適用指針第95項に定める代替的な取扱いを適用することにより、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している工事契約については、一時点で移転される財又はサービスに含めております。
2. その他の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、国際事業等を含んでおります。

財又はサービスの種類別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

(単位：千円)

|               | 報告セグメント   |           |           |            | その他       | 合計         |
|---------------|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|------------|
|               | 港湾        | 地中        | 陸上        | 計          |           |            |
| 工事            | 6,705,396 | 2,776,611 | 469,966   | 9,951,975  | 1,396,843 | 11,348,819 |
| 製品等           | 2,563,178 | 83,583    | 608,134   | 3,254,896  | 121,888   | 3,376,785  |
| 顧客との契約から生じる収益 | 9,268,575 | 2,860,195 | 1,078,100 | 13,206,871 | 1,518,732 | 14,725,604 |
| 売上高           | 9,268,575 | 2,860,195 | 1,078,100 | 13,206,871 | 1,518,732 | 14,725,604 |

(注) その他の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、国際事業等を含んでおります。

## (2)収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載のとおりであります。

## (3)当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

### ① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

|               | 当事業年度     |           |
|---------------|-----------|-----------|
|               | 期首残高      | 期末残高      |
| 顧客との契約から生じた債権 |           |           |
| 受取手形          | 644,000   | 292,405   |
| 電子記録債権        | 512,249   | 611,320   |
| 完成工事未収入金      | 2,864,846 | 3,443,211 |
| 売掛金           | 411,121   | 718,121   |
|               | 4,432,217 | 5,065,059 |
| 契約資産          |           |           |
| 完成工事未収入金      | 81,963    | 266,152   |
| 売掛金           | 22,242    | —         |
|               | 104,205   | 266,152   |
| 契約負債          | 81,765    | 275,845   |

契約資産は、主として一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において、収益を認識したが未請求の作業に係る対価に関連するものであります。当社では主に、工事契約に関して報告日時点で完了している作業に対する対価のうち、まだ請求を行っていない部分に対する当社の権利に関係しております。契約資産は、権利が無条件になった時点で債権に振替えられます。これは通常、請求書を顧客に発行した時点であります。

契約負債は、主として顧客からの前受金に関するものであり、収益を認識する際に充当され残高が減少いたします。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、78,997千円であります。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当事業年度に認識した収益(主に、取扱いを行う工事の期間がごく短く代替的な取扱いを適用していた工事の工期延長)の額は、36,284千円であります。

## ② 残存履行義務に配分した取引価格

工事契約に係る収益に関して、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。なお、製品等出荷に係る収益については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(単位：千円)

|      | 当事業年度<br>(2025年3月31日) |
|------|-----------------------|
| 1年以内 | 3,181,149             |
| 1年超  | 42,137                |
| 合計   | 3,223,286             |

## 1 株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 3,548円53銭
- 1株当たり当期純利益 425円54銭

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

株式会社 ナカボーテック  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

|                    |       |       |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 永峯 輝一 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 濱田 睦將 |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナカボーテックの2024年4月1日から2025年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第82期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。なお、各会議体への参加ならびに一部監査等にweb会議システムを利用するなどして行い、当初の監査計画を実行しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所等において業務および財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等から、その構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。  
さらに、財務報告に係る内部統制については、取締役および有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

株式会社ナカボーテック 監査役会

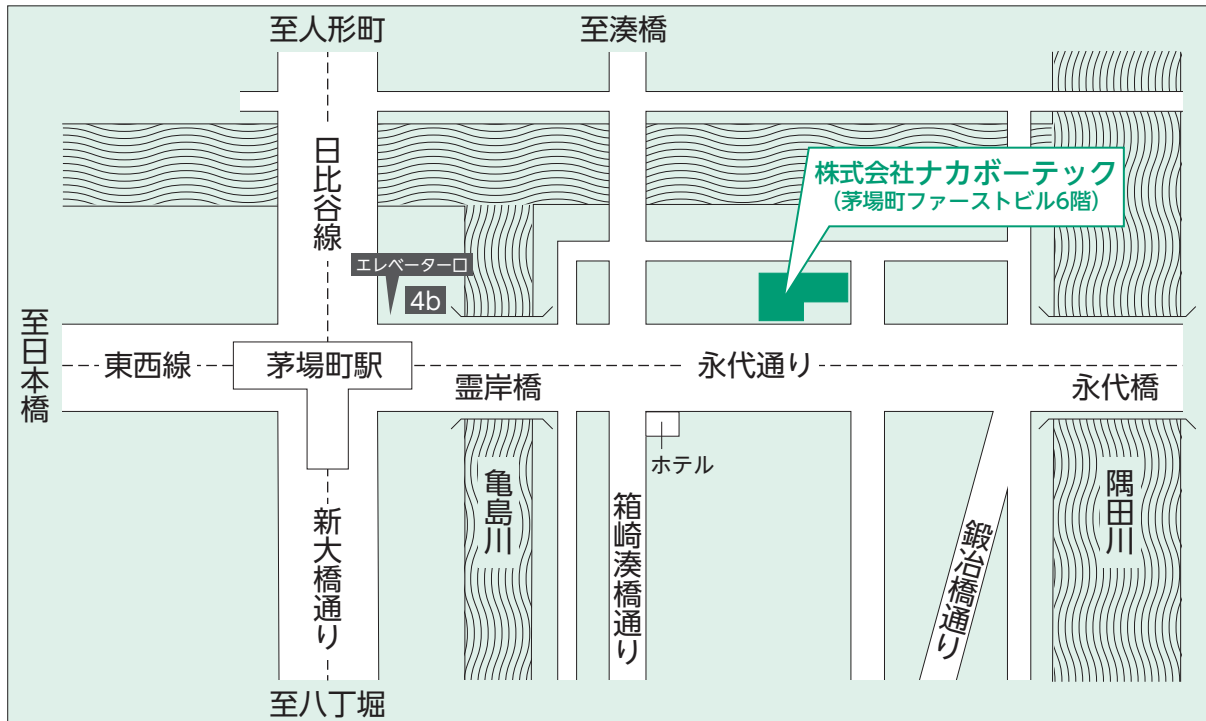
|       |         |   |
|-------|---------|---|
| 常勤監査役 | 星 川 次 夫 | ㊞ |
| 社外監査役 | 山 下 雅 司 | ㊞ |
| 社外監査役 | 大 野 寿 宏 | ㊞ |
| 社外監査役 | 小 畑 明 彦 | ㊞ |

以 上



## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区新川一丁目17番21号  
茅場町ファーストビル 6 階  
株式会社ナカボーテック本社 会議室 A ・ B



交 通 ●東京メトロ 東西線・日比谷線 茅場町駅下車（4 b 出口）